**参考資料**



第４次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　船橋市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「第３次船橋市障害者施策に関する計画」が令和２年度末をもって期間が満了するに当たり、「第４次船橋市障害者施策に関する計画」策定のため、第４次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

(１)　「第４次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に関すること

(２)　その他「第４次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に必要な事項

（組織及び任期）

第３条　委員会は、委員２８名以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

(１)　船橋市自立支援協議会委員 ２４名以内

(２)　学識経験者　　　　　　　　 ２名以内

(３)　公募委員　　　　　　　　　 ２名以内

３　委員の任期は、「第４次船橋市障害者施策に関する計画」の策定をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

（議事）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

（公務災害補償）

第７条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）に準じて補償する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和元年７月２６日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、「第４次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。



第４次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 委員氏名 | 所属等名称 | 備考 |
| １号委員 | 清水　博和 | 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会ふらっと船橋 |  |
| 住吉　則子 | 特定非営利活動法人船橋こころの福祉協会船橋市地域活動支援センター |  |
| 杉井　和男 | 特定非営利活動法人船橋障害者自立生活センター |  |
| 山田　晴子 | 特定非営利活動法人ちばＭＤエコネット |  |
| 原　亮司 | 公益財団法人船橋市福祉サービス公社 |  |
| 池田　則子 | 特定非営利活動法人ロンの家福祉会 |  |
| 泉　一成 | 社会福祉法人さざんか会 |  |
| 普久原　佳代子 | 医療法人社団健仁会ひまわり苑 |  |
| 鈴木　章浩 | 社会福祉法人千葉県福祉援護会障害者支援施設誠光園 |  |
| 千日　清 | 社会福祉法人大久保学園 |  |
| 小松　尚也 | 一般社団法人船橋市医師会　医療法人同和会千葉病院 |  |
| 山崎　繁夫 | 公益社団法人船橋歯科医師会 | 令和３年６月２１日まで赤井淳二 |
| 阿部　義徳 | 船橋市教育委員会総合教育センター教育支援室 |  |
| 河村　淑子 | 千葉県立船橋特別支援学校 | 令和２年３月３１日まで井上妙子 |
| 菊池　亜希子 | 船橋市立船橋特別支援学校 | 令和２年３月３１日まで大山敦子 |
| 岩橋　直也 | 船橋公共職業安定所 | 令和３年４月３０日まで小川洋 |
| 丸山　恭平 | 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 |  |
| 佐藤　彰一 | ＰＡＣ法律事務所 |  |
| 犬石　志保子 | オアシス家族会 |  |
| 荒川　信一 | 船橋市身体障害者福祉会 | 令和３年４月３０日まで小林美佐江 |
| 池田　健 | 船橋市手をつなぐ育成会 |  |
| 森　哲也 | 船橋市視覚障害者協会 | 令和３年４月３０日まで黒川晃 |
| 三浦　みどり | 船橋市聴覚障害者協会 |  |
| ２号委員 | 布施　千草 | 植草学園短期大学 |  |
| 戸塚　法子 | 淑徳大学 |  |
| ３号委員 | 阿部　朋子 | 公募委員 |  |
| 堤　和文 | 公募委員 |  |



第４次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

　（設置）

第１条　「第４次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、第４次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

（１）「第４次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討

（２）その他庁内における「第４次船橋市障害者施策に関する計画」に係る必要な事項

　（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

　（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は療育支援課長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（議事）

第５条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

２　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

　（検討部会の設置）

第６条　委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

２　検討部会は、委員及び委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

３　検討部会は、委員長が招集し、会議を行う。

４　検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

　（代理出席）

第７条　委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

****（庶務）

第８条　委員会及び検討部会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

　（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和元年９月１２日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は「第４次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

　　　附　則

　　この要綱は令和３年４月１日から施行する。



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部・局 | 委員 | 部・局 | 委員 |
| 市長公室 | 危機管理課長 | 都市計画部 | 都市計画課長 |
|  | 広報課長 | 都市整備部 | 都市整備課長 |
|  | 国際交流課長 |  | 公園緑地課長 |
| 企画財政部 | 政策企画課長 | 道路部 | 道路計画課長 |
|  | 行政経営課長 |  | 道路管理課長 |
|  | 財政課長 |  | 道路維持課長 |
| 総務部 | 職員課長 |  | 道路建設課長 |
| 市民生活部 | 市民協働課長 | 建築部 | 建築指導課長 |
|  | 市民安全推進課長 |  | 住宅政策課長 |
| 健康・高齢部 | 健康政策課長 | 消防局 | 警防指令課長 |
|  | 地域包括ケア推進課長 | 管理部 | 教育総務課長 |
|  | 国保年金課長 |  | 施設課長 |
|  | 高齢者福祉課長 | 学校教育部 | 学務課長 |
|  | 介護保険課長 |  | 指導課長 |
| 保健所 | 地域保健課長 |  | 保健体育課長 |
|  | 健康づくり課長 |  | 総合教育センター所長 |
| 福祉サービス部 | 地域福祉課長 | 生涯学習部 | 社会教育課長 |
|  | 障害福祉課長 |  | 文化課長 |
|  | 指導監査課長 |  | 生涯スポーツ課長 |
| 子育て支援部 | 子ども政策課長 |  | 中央公民館長 |
|  | 家庭福祉課長 |  | 西図書館長 |
|  | 公立保育園管理課長 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局次長 |
|  | 地域子育て支援課長 | 議会事務局 | 庶務課長 |
|  | 療育支援課長 | 病院局 | 総務課長 |
| 環境部 | 資源循環課長 |  |  |
|  | クリーン推進課長 |  |  |
| 経済部 | 商工振興課長 |  |  |
|  | 消費生活センター所長 |  |  |



第４次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議開催経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数 | 開催日 | 議題 |
| 第１回 | 令和元年１１月２１日 | （１）委員長・副委員長の選出（２）第４次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨（３）船橋市障害児者の状況（４）今後の計画策定委員会の進め方について |
| 第２回 | 令和元年１２月２６日 | （１）第１回計画策定委員会の議事について（２）総論第１章　計画の策定にあたって（３）総論第２章　障害者を取り巻く現状（４）総論第３章　基本理念・重点課題（５）総論第４章　推進体制 |
| 第３回 | 令和２年２月２０日 | （１）理解啓発について（２）各論第５章（生活環境）について（３）各論第６章（安全・安心）について |
| 第４回 | 令和２年１２月２４日 | （１）計画策定時期の延期等について（２）各論について（３）理解啓発について |
| 第５回 | 令和３年２月１８日～２５日（書面会議） | （１）理解啓発について（２）基本理念について（３）各論第３章（教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等）について（４）各論第４章（雇用・就業、経済的自立の支援）について（５）各論第７章（差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止）について |
| 第６回 | 令和３年５月２０日～２７日（書面会議） | （１）基本理念及び推進体制の見直しについて（２）各論第１章（生活支援）について（３）各論第２章（保健・医療）について |
| 第７回 | 令和３年６月２３日～３０日（書面会議） | （１）計画の修正について（新型コロナウイルス感染症の影響による修正含む）（２）推進体制について（３）成果目標について |
| 第８回 | 令和３年７月３０日～８月６日（書面会議） | （１）第４次船橋市障害者施策に関する計画（案）について（２）今後のスケジュールについて |
| 第９回 | 令和３年１１月２５日 | （１）第４次船橋市障害者施策に関する計画（案）について |

